

Q & A

Q 1 どんな借入金の利子を助成してくれるのですか？

A 1 専修学校専門課程で学ぶために、本人や保護者が次の借入金を利用した場合の利子、保証料を助成します。

- ・日本学生支援機構の第二種奨学金（有利子の奨学金）
- ・日本政策金融公庫の教育貸付（国の教育ローン）

Q 2 助成される金額はどれくらいですか？

A 2 利子、保証料を助成しますが、年利3%を上限とします。

Q 3 どんな学生が対象ですか？

A 3 主な要件は次のとおりです。

- ① 利子助成を受けようとする方を扶養する方とその配偶者（以下「保護者」という。）が三重県に住所を有する。
- ② 専修学校で、就職に結びつく免許・資格を得るための国家試験などの受験資格が得られる専門課程に在学している。
（語学や音楽、アニメーションなどの課程は対象となりません。）
- ③ 大学や短大などを卒業していたり、在学していたりしない。
- ④ 世帯全員の全所得が、経済状況等を考慮して知事が別に定める基準額以下である。
（収入上限は、世帯の人数や年齢構成などによって異なります。）
- ⑤ 日本学生支援機構の第一種奨学金、社会福祉協議会の修学資金、県の母子父子寡婦福祉資金が受けられない方である。

Q 4 申込はどのようにするのですか？

A 4 「専修学校専門課程修業支援利子助成金受給資格確認申込書」に次の書類を添えて、三重県 環境生活部 私学課に提出してください。

- ・専修学校の在学証明書
- ・同一世帯全員の住民票

- ・ 所得確認書類
- ・ 本人を扶養していることを証明する書類
- ・ 銀行等の契約書の写し、又は、日本学生支援機構の奨学生証の写し

Q 5 どのような方法で助成されるのですか？

A 5 利子助成金の交付にあたっては、返済開始後、毎年「三重県専修学校専門課程修業支援利子助成金交付申請書兼請求書」に必要書類を添えて申請していただき、交付資格について確認後、所定の借入金について、1年間に金融機関に支払った返済金額のうち、利子、保証料の金額を算出して口座に振り込みます。

Q 6 受給資格が「有」の場合は、返済が終了するまで利子助成が行われますか？

A 6 受給資格は、返済が終了するまで保有されます。

しかし、利子助成金の交付にあたっては、返済開始後、毎年、交付申請兼請求手続きを行っていただき、交付要件に該当するかどうか確認し、要件を満たしている年については利子が助成されます。

ただし、本年度、交付要件を満たしていないため交付されなかった場合でも、受給資格を喪失したわけではありませんので、次年度以降交付申請兼請求行為をしていただくことができます。

Q 7 利子助成を打ち切られることはありますか？

A 7 次のようなときには利子助成を打ち切ります。

- ・ 当該専修学校専門課程を退学したとき
- ・ 大学や短大に入学したとき
- ・ 日本学生支援機構の第一種奨学金、社会福祉協議会の修学資金、県の母子父子寡婦福祉資金を受けることになったとき
- ・ 保護者が三重県内に住所を有さなくなったとき など